

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かつらぎ町長 中阪 雅則

市町村名 (市町村コード)	かつらぎ町 (303411)
地域名 (地域内農業集落名)	河北 (高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、大藪、柏木、丁ノ町、妙寺、 中飯降、西飯降、短野、大畑、広口、滝、平、東谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月10日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化により、人材が不足し、農地の維持管理が困難となっている。
よって、耕作放棄地が増え、耕作中の園地にも獣害が発生している。
- ・作業負担の大きい急傾斜地が多く、新たな担い手が見つかりにくい。
- ・様々な年代の農業者が情報共有する場が少なく、情報が得られにくい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主として柿を中心とした果樹生産を維持するとともに、梅などは有機栽培を推進する
- ・担い手不足に対応するため、法人等の組織化を検討する
- ・急傾斜地を解消するために補助金を活用する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,117 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	953 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現に耕作されている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
1経営体あたり1haの経営面積を目指す
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の詳細情報の共有により、早期に借り手への農地の引継ぎを図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
補助金等を活用し、農地の集積をしやすい基盤整備など農地条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域農業のPRや就農しやすい環境(農地の賃借・優良経営モデル等)の構築について検討し、若手農業者や地域外からの新規就農者、定年後に就農を考えている方の確保を目指す。 ・関係機関が連携し、拠点づくりや支援が行える体制づくりについて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤果樹等

- ・適地適作(平地では野菜・水稻等、傾斜地では果樹等)を推進し、傾斜農地の活用に取り組む。

⑩その他

- ・地域の協議の場を育成し、年代を超えた農家のつながりを作る。
- ・農産物販売促進に向けて、販売所を充実させることで町への来客を増やす。
- ・土地にあった地域作物のブランド化を検討する。